

シルバー人材センター等からの役務の提供業務について

契約事務要綱第11条第3号の規定に基づく、役務の提供を受ける業務内容等については次のとおりです。

No.	契約名	業務の内容	契約期間	契約予定時期	契約の相手方の決定方法及び基準
1	砂子谷駐車場外1 駐車場清掃作業	表面清掃	契約日 ~ 令和8年12月31 日	令和8年12月	1.高年齢者の安定した雇 用の促進、高年齢者の再 就職の促進及び高年齢退 職者に対する就業の機会 の確保ができる者 2. 高年齢者等の雇用の安 定等に関する法律第41条 の規定する法人であり、か つ履行場所所在地市の法 人。